## 復習問題:多数当事者の債権関係(1)

2017/12/13 松岡 久和

次の各文章の正誤を示し、誤っているところがあれば理由を付けて示しなさい。

- 01 民法427条以下の規定は、債権の準共有及び債務の共同帰属に関する特別規定であり、これ以外に、債権・債務関係が合有となる場合と総有となる場合が認められている。判例によると、合有の例は、組合や共同相続の債権・債務関係であり、総有の例は、入会団体や権利能力なき社団の債権・債務関係である。「基本」
- 02 A・B・Cが、共同でワイン30本を12万円の後払いでXから購入し、すでにワインの引渡しを受けた場合、別 段の合意がなければ、Xの代金債権はA・B・C各人に対する4万円×3となる。この場合、XがAに対する意思 表示でAの代金債務を免除しても、B・Cには影響しない。「基本
- 03 A・B・Cは、共同でワイン30本を12万円でXから購入した。A・B・Cの話し合いでは、A15本・B10本・C5本に分けることになっていた。そのことを知らなかったXから4万円の代金の請求を受けたCは、請求を拒めないが、10本のワインの引渡しとの同時履行を主張することができる。[基本]
- 04 A・B・Cは、等分に分けるという約束をして、共同でワイン30本を12万円の先払いでXから購入した。Xから12万円全額を請求されたAは、4万円以上の支払いを拒むことができる。もし、うっかり12万円全額を払ったならば、AはXから取り戻すべきであり、BやCには何も請求できない。[基本]
- 05 Y銀行の口座に900万円の銀行預金を有していたAが、Bと連帯してZから300万円を借り受けたが、死亡して妻 $X_1$ と子ども $X_2$ ・ $X_3$ がAを相続した。遺産分割の協議を行う前に、銀行預金を引き出してZへの債務を弁済しようという話になったが $X_3$ が反対した場合、 $X_1$ は、Zに対して300万円全額の支払責任を負うが、単独で450万円までY銀行から引き出すことができる。「基本」
- 06 AはXから居住用の甲建物を月額20万円で賃借して妻 $Y_1$ ・未成年の子ども $Y_2$ と一緒に住んでいたところ、死亡して、 $Y_1$ ・ $Y_2$ と成人して別の場所に住んでいる子ども $Y_3$ がAを相続した。Xから賃料不払いで賃貸借契約を解除されるおそれがあるが、実際に住んでいないため甲を必要としない $Y_3$ は、20万円全額を支払わなくてもよい。[基本]
- 07  $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が共同相続の登記をした乙不動産を従前の賃借人Xに売る契約を結んだ場合、Yらの負う移転登記申請協力義務は不可分債務であるから、Xは全員が協力してくれるまで代金を誰にも支払わないと主張できる。[やや難]
- 08 不可分債務において、一人の債務者との関係で消滅時効が完成したときには、他の債務者との関係でも、時効にかかった当該債務者の負担部分の限度において、消滅時効が完成したことになる。[超基本]
- 09 不法行為に関しては連帯して責任を負うとする法律の規定が少なくないが、契約に基づく債務の場合には、法律上当然に連帯債務となることはないから、連帯債務を発生させるには、常に明示または黙示の連帯特約が必要である。[基本]
- 10  $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、等分するという内部的な約束でトレーディングカードのコレクションをまとめて Xから購入する場合、そのことを知っていたXは、Yらの約定に沿う形で各人に一部ずつカードを引き渡すことができるが、特約がなくても、各人に全額の代金を請求できる。なお、 $X \cdot Y$ らはいずれ も利益を挙げる目的を持たず、趣味でこの種の売買を行っている自然人である。[難]

- 11 前問において、Yらが連帯して代金を支払う旨を約束した場合には、Xは、仮にY3が未成年者であったことを理由に売買契約を取り消したとしても、Y1・Y2のいずれからでも全部または一部の支払請求ができ、各人に対して勝訴判決を取ることが可能である。「超基本」
- 12 債権の担保力を弱める効力を有する絶対的効力事由を理論的に説明する考え方として、相対立する2 つの考え方、すなわち、連帯債務者間の主観的な共同関係によるとするものと、負担部分を超える部分は相互に保証しているとするものがある。「基本」
- $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、 $Y_1$ が弁済期にXに120万円の支払いに代えて所有する「大仏」の像を提供するとの申出をした。Xがそれに応じて「大仏」を受け取れば、 $Y_2 \cdot Y_3$ も債務を免れる。Xが申し出に応じないため、 $Y_1$ が120万円の弁済の提供を行えば、 $Y_2 \cdot Y_3$ は履行遅滞の責任を免れる。「基本
- $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xが $Y_1$ に 請求したときも $Y_1$ が債務を承認したときも、債権の消滅時効は $Y_2 \cdot Y_3$ に対して中断(改正法では更新)する。しかし、Xが $Y_1$ に対してのみ弁済期限を延期しても、 $Y_1$ が消滅時効の完成した債務につき時効の援用権を放棄しても、 $Y_2 \cdot Y_3$ に対しては、その効果は及ばない。[基本]
- $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、 $Y_3$ がXに 弁済期の到来した100万円の反対債権を有しているときは、 $Y_3$ が相殺の意思表示をしているか否かに 関係なく、Xから支払請求を受けた $Y_1$ は、相殺を援用して、20万円を支払えば免責される。[基本]
- $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し120万円の連帯債務を負担した場合において、 $Y_3$ から負担割合は平等だと聞いたXが $Y_2$ の債務を免除した。しかし、 $Y_3$ の説明は虚偽で、実際には120万円全額を内部的にはすべて $Y_2$ が負担することになっていたとすると、Yらは、40万円の限度でのみ債務を免れる。[やや難]
- $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xは、 $Y_3$ から60万円の弁済を受ける際に、 $Y_3$ に対してのみ連帯を免除するとの意思表示をすることも許される。この場合、 $Y_1 \cdot Y_2$ には、60万円の連帯債務が残る絶対的連帯免除も、40万円の連帯債務が残る相対的連帯免除も可能であるが、いずれにしても、 $Y_3$ の債務額は20万円の単純な債務となる。[やや難]
- 18 債権者が連帯債務者の1人を相続した場合、他の連帯債務者は、負担部分の限度で連帯債務を免れる。[超基本]
- $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xに代物 弁済をした $Y_1$ は、給付した「大仏」が時価150万円であれば、 $Y_2 \cdot Y_3$ には各50万円と利息および損害金を求償できる。[超基本]
- $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xに代物 弁済をした $Y_1$ は、給付した「小仏」が時価40万円相当で、Xから30万円分の代物弁済と認め90万円を 免除された場合も、 $Y_2 \cdot Y_3$ には各40万円と利息・損害金の求償ができる。 [超基本]
- $Y_1 \cdot Y_2 \cdot Y_3$ が、共同で結んだ契約により、Xに対し負担割合が平等の120万円の連帯債務を負担した場合において、Xに弁済した $Y_1$ が $Y_2 \cdot Y_3$ に事前の通知も事後の通知もしなかったところ、弁済の事実を知らない $Y_2$ が事前の通知を怠って二重にXに弁済し、事後に $Y_1 \cdot Y_3$ に通知して求償した。判例・通説によれば、 $Y_2$ は、 $Y_1 \cdot Y_3$ に求償できない。[やや難]